

開発許可・国土法の面積要件 宅建 H22-17-1 《#956》

【問】 正誤をつけよ。

区域区分が定められていない都市計画区域内において、20戸の分譲住宅の新築を目的として5,000㎡の土地の区画形質の変更を行おうとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【答え】 正しい

《ポイント》 都市計画法・開発許可の適用除外

次の開発行為をする場合には、開発許可は不要です。

① 以下の区域において、それぞれの規模未満の開発行為

市街化区域	1,000 m ² ※1
区域区分が定められていない都市計画区域	3,000 m ² ※2
準都市計画区域	
都市計画区域及び準都市計画区域外	1ha(10,000 m ²)

《ポイント》 国土利用計画法・事後届出の適用除外

次のいずれかに該当する場合、届出は不要です。

① 次の面積未満の土地

①市街化区域	2,000 m ²
②市街化調整区域	5,000 m ²
③区域区分が定められていない都市計画区域	5,000 m ²
④準都市計画区域	10,000 m ²
⑤都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	10,000 m ²

学習の工夫

おせ!

自分で間違えたところは、曖昧にせず「覚えやすい形で」整理すること → 覚える

協登許可

1. 市 1,000
2. 市 必要
3. 区 3,000
4. 市 3,000
5. 外 10,000

国土法

1. 市 2,000
2. 市 5,000
3. 区 5,000
4. 市 10,000
5. 外 10,000

以上

許可/届出
必要

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>